

平成28年7月5日

照会先 健康局がん・疾病対策課

課長補佐 丹 藤 (内線3825)

係 長 荒 津 (内線2359)

(代表番号) 03-5253-1111

平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用に係る関連通知の終了について

被災地への食品の円滑な供給を図るために実施していた食品表示規制の弾力的な運用に係る関連通知について、平成28年7月29日をもって終了する旨を、消費者庁、農林水産省及び厚生労働の連名で関係行政機関に通知しましたので、お知らせします。

お問い合わせ先

消費者庁表示対策課

担当者：松本、阿部

代表：03-3507-8800 (内線：2379)

ダイヤルイン：03-3507-9126

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課食品表示・規格監視室

担当者：石井、中村

代表：03-3503-8111 (内線 4485)

ダイヤルイン：03-6744-2100

F A X：03-3502-0594

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

担当者：丹藤、荒津

代表：03-5253-1111 (内線：2359)

消表対第1057号
28消安第1686号
健が発0705第1号
平成28年7月5日

都道府県
各 保健所設置市 食品表示主管部（局）長 殿
特別区

消費者庁表示対策課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
（公印省略）

平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用の終了
について

このことについて、別紙に掲げる通知を発出し、食品表示法（平成25年法律第70号）の運用を緩和する措置を講じてきたところですが、平成28年7月29日をもってこれらの通知を廃止することとしましたので、対応方よろしくお願ひします。

(別紙)

- 1 「平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」
(平成28年4月20日付け消表対第634号及び28消安第511号)

- 2 「平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」
におけるアレルギー表示等の取扱いについて」 (平成28年4月22日付け消表対第
664号、28消安第561号及び健が発0422第1号)

写

消表対第634号
28消安第511号
平成28年4月20日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 食品表示主管部（局）長 殿

消費者庁表示対策課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
(公印省略)

平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

食品表示法（平成25年法律第70号）においては、食品表示の適正の確保のため、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）において、表示義務を課しているところ
です。

一方で、平成28年熊本地震による被害により、被災地への食料の円滑な供給が重要な課題となっていることを踏まえ、引き続き適正な食品表示がなされていることが重要ではあるものの、食品の譲渡・販売の態様等を総合的に勘案し、アレルギー等の食品の安全性に係る情報伝達について十分な配慮がなされていると判断されるとともに、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合には、平成28年熊本地震において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた被災地において、譲渡又は販売される食品については、必ずしも義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応方よろしくをお願いします。

(参考)「平成 28 年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(平成 28 年 4 月 20 日)に関する Q & A

(問 1) 取締りの対象としない場合でも、消費者の食品選択上、アレルギー等義務表示事項の情報は消費者に提供される必要があるのではないか。

(答)

食品表示基準に基づく表示事項が容器包装に記載されていない食品を被災地で譲渡・販売する場合にも、食品を入れるダンボール等の梱包資材に、食品表示基準に規定される表示事項が記載された紙を貼り付け、梱包資材の中の食品の個数相当の数の表示事項が記載された紙をその梱包資材に入れたり、食品に近接した POP や掲示により、アレルギーの情報は消費者に確実に提供される必要がある。アレルギー以外の表示事項についても、同様の方法により消費者に提供されることが望ましい。事業者から問合せがあった場合には、その旨御指導いただきたい。

(問 2) 被災地とは具体的にどの地域としているのか。

(答)

平成 28 年熊本県熊本地方で発生した地震で被災した熊本県内全 45 市町村については、平成 28 年 4 月 15 日に、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けたところである。

本通知における被災地は、同法の適用を受けた熊本県内全 45 市町村としている。

なお、今後、熊本県以外で新たに同法の適用があった場合は、その地域も含むこととなる。

(問 3) 本通知に便乗した悪質な違反を確認した場合にはどのような対応を行えばよいのか。

(答)

本通知においては、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合に、被災地において譲渡又は販売される食品について、必ずしも義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないことを規定したものであり、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではない。悪質な違反については、引き続き、関係機関とも連携した取締りを行うようお願いします。



消表対第664号
28消安第561号
健が発0422第1号
平成28年4月22日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示主管部（局）長 殿

消費者庁表示対策課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
(公印省略)

「平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」に
おけるアレルギー表示等の取扱いについて

平成28年熊本地震による被害により、被災地への食料の円滑な供給が重要な課題となっていることを踏まえ、「平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」（平成28年4月20日付け消表対第634号及び28消安第511号）（以下「運用通知」という。）を通知したところですが、避難生活が長期化する中、配慮が必要な方々にしっかりと目配りすることが大切であり、特にアレルギー表示については、アレルギー疾患を有する被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要であるため、従来どおり個々の容器包装に表示する必要があります。

したがって、食品のアレルギー表示については、これまでどおり、取締りの対象となりますので、適切な対応をお願いします。

また、運用通知の参考「平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」（平成28年4月20日）に関するQ&Aについては、廃止し、新たなQ&Aを作成しましたので、よろしくをお願いします。

なお、消費期限は、従来どおり個々の容器包装に表示する必要があり、これまでどおり、取締りの対象となりますので、適切な対応をお願いします。

(参考)「平成 28 年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」におけるアレルギー表示等の取扱いについて」(平成 28 年 4 月 22 日)に関する Q & A

(問 1) アレルギー及び消費期限以外の表示事項について取締りの対象としない場合でも、消費者の食品選択上、情報は消費者に提供される必要があるのではないか。

(答)

食品表示基準に基づく表示事項が容器包装に記載されていない食品を被災地で譲渡・販売する場合にも、アレルギー表示及び消費期限については、従来どおり個々の容器包装に表示する必要がある。その他の義務表示事項についても、食品を入れるダンボール等の梱包資材に、食品表示基準に規定される表示事項が記載された紙を貼り付け、梱包資材の中の食品の個数相当の数の表示事項が記載された紙をその梱包資材に入れたり、食品に近接した POP や掲示により、消費者に提供されることが望ましい。事業者から問合せがあった場合には、その旨御指導いただきたい。

なお、賞味期限については、多くの業務用加工食品において、容器包装に表示されている状況もあり、可能な限り個別に表示するよう御指導いただきたい。

(問 2) 被災地とは具体的にどの地域としているのか。

(答)

平成 28 年熊本県熊本地方で発生した地震で被災した熊本県内全 45 市町村については、平成 28 年 4 月 15 日に、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けたところである。

本通知における被災地は、同法の適用を受けた熊本県内全 45 市町村としている。

今後、同法において、被災地の追加指定がなされた場合は、その地域も含むこととなる。

(問 3) 本通知に便乗した悪質な違反を確認した場合にはどのような対応を行えばよいのか。

(答)

本通知においては、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合に、被災地において譲渡又は販売される食品について、必ずしも義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないことを規定したものであり、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではない。悪質な違反については、引き続き、関係機関とも連携した取締りを行うようお願いする。

※ 「平成 28 年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(平成 28 年 4 月 20 日)に関する Q & A は、廃止されました。なお、問 2 及び問 3 について特段の変更はありません。